
プロジェクト リース

項目 本日の審議事項

本日の審議事項

1. 2016 年 8 月に公表した中期運営方針では、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一環としてリース会計を掲げており、これを踏まえて、第 375 回企業会計基準委員会（2017 年 12 月 20 日開催）において我が国におけるリースに関する会計基準の開発に着手するか否かについて検討することが承認され、第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日開催）より検討を開始した。
2. その後、第 405 回企業会計基準委員会（2019 年 3 月 22 日開催）において、現状で資産及び負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。その際、借手の会計処理について、特に、以下の点について審議を行うこととした（審議事項(2)-2 参考資料参照）。
 - (1) 借手の費用配分のあり方
 - (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度
 - (3) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲
 - (4) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
 - (5) 重要性に関する定め
 - (6) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係
3. 本日は、上記の内、全般的な開発の方針に関連する(1)、(2)及び(6)について検討を行う（審議事項(2)-2）。
4. なお、第 405 回企業会計基準委員会（2019 年 3 月 22 日開催）で聞かれた意見については審議事項(2)-3 に、第 85 回リース会計専門委員会（2019 年 4 月 23 日開催）で聞かれた意見については審議事項(2)-4 に記載している。

以 上